

現状のロゴマークに関して生じている課題とその対応方針(案)

資料1-2に示した対応方針(案)を踏まえ、現状のロゴマークに関して生じている課題とその対応方針(案)について、表1のとおり再整理する。

表1 現状のロゴマークに関して生じている課題とその対応方針のまとめ(案)

論点	生じている課題	対応方針(案)
交付の 手続	・PRに活用できるような、 <u>環境省から実証申請者への個別ロゴマークの交付通知が必要</u> ではないか。	・ <u>交付通知については、申請のタイミングや実施体制等についての議論が十分になされていないため、H25事業実施要領上での規定は見送り、次年度以降の継続課題とする。</u>
使用の 範囲	・ <u>共通ロゴマークと個別ロゴマークで使用者の範囲を定めて、違いを明確にする</u> べきではないか。	・ <u>共通ロゴマークは、環境技術実証事業実施要領で定める規定の範囲内で使用する</u> 場合、「誰でも」使用できることとする。 ・ <u>個別ロゴマークは、環境技術実証事業実施要領で定める規定の範囲内で、実証申請者に限り使用できる</u> こととする。 【ロゴマーク使用・管理規程ではなく、ETVウェブサイト等で「ロゴマークの活用方法例」として提示する予定】
	・ <u>個別ロゴマークの使用状況を適切に管理するため、実証試験と直接の関係をもたない、実証済技術の販売者等が個別ロゴマークを使用する場合を含め、使用者の範囲を把握</u> できるようにするべきではないか。	・ <u>個別ロゴマークの交付の際、環境省は、実証運営機関を通じて、実証機関に対し以下の情報の集約・提供させるとともに、当該情報を一元管理する</u> (集約した情報は、主に下記の実証運営機関によるロゴマークの不適正使用チェックに用いる)。 <u>実証番号</u> <u>個別ロゴマーク交付先・担当者・所属・連絡先</u> <u>交付日・交付担当者</u> <u>個別ロゴマーク使用予定者・使用予定媒体</u> 【事業実施要領に特段記載しない】

論点	生じている課題	対応方針(案)
表示の有効期限等	<p>・<u>実証済技術を有する企業等の倒産により、実証済技術が実質的に利用されない場合や実証済技術の売却により、個別ロゴマークが譲渡される場合、同じ型番の範囲で、実証済技術の改良等が行われた場合など、それぞれの段階で、取扱いを整理する必要があるのではないか。</u></p>	<p>・<u>実証済技術の変更点の実証試験結果に影響を及ぼすかどうか、個別ロゴマークの譲渡の際に、実証済技術の実証試験結果に影響を及ぼすような変更が生じていないかどうか等に関して、現段階では判断基準や実施体制等について、十分に議論がなされていないことから、現段階での改定はせず、引き続き検討することとする。</u></p>
ロゴマーク使用のチェック・管理	<p>・<u>過去に交付したロゴマークの不適正使用を体系的・定期的にチェック・管理する体制を整備するべきではないか。</u></p>	<p>・<u>実証運営機関は、実証機関の協力の下、ウェブサイト等を定期的にチェックし、不適正使用の事例を見つけた場合、速やかに環境省に報告するとともに、ロゴマークの使用者に対して注意喚起を行う。</u>【H25 事業実施要領第 11 章 5 . (2)】</p>
使用取り消し規定	<p>・<u>ロゴマークの使用者が、事業実施要領で定める遵守事項を遵守しなかった場合、現行の改善等の指示よりもさらに踏み込んだ対抗措置を定める必要があるのではないか。</u></p>	<p>・<u>事業実施要領で定める遵守事項を遵守せず、事業の信用を損ねるなど悪質な行為の恐れがある場合、環境省は、実証運営機関及び実証機関の協力の下、以下の措置を講じることとする。</u> <u>(1)ロゴマークの使用を直ちに中止させる。</u> <u>(2)実証試験結果報告書の公表等を直ちに中止する。</u> 【同 5 . (1)】</p>
類似ガイドライン等との関係性	<p>・<u>「環境表示ガイドライン」(平成 20 年 1 月、環境省)など、類似のガイドライン等との関係性が明確でない。</u></p>	<p>・<u>ロゴマークその他の表示に当たっては、「環境表示ガイドライン」を遵守することとする。</u>【同 6 .】</p>